

議案第65号

平成27年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第237条」を「第216条第1項」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改める。

第23条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていないもの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令）の改正に伴い、養護老人ホームに置く支援員の人数等に関する規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第66号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

松山市港湾施設使用条例の一部改正について

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

松山市港湾施設使用条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第4第7項の次に次の1項を加える。

8 納水・給電施設使用料

種 別	単 位	金 額
給水施設	1隻24時間につき	200円
給電施設	1隻24時間につき	500円

別表第4の注第4項中「浮桟橋」の次に「及び給水・給電施設」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過する日（次項において「特定日」という。）までの間において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から特定日までの間は、この条例による改正後の別表第4第8項の規定にかかわらず、給水・給電施設使用料は、徴収しない。

(提案理由)

港湾施設の給水・給電施設使用料を徴収するため、本案を提出する。



議案第 67 号

平成 27 年 6 月 12 日提出

松山市長 野志克仁

## 松山市屋外広告物条例の一部改正について

松山市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

### 記

#### 松山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

松山市屋外広告物条例（平成 11 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（禁止展望広告物等）

第 5 条の 2 市長が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、これを表示し、又は設置してはならない。

第 6 条第 1 項第 4 号中「及び歩道柵、駒止めの類並びに」を「、カーブミラー、歩道柵、駒止めの類及び」に改め、同項第 9 号中「よう壁」を「擁壁」に改め、同条第 2 項中「はり札又は立看板を表示」を「はり札等、広告旗又は立看板等（法第 7 条第 4 項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。第 50 条第 4 項第 1 号において同じ。）を表示し、又は設置」に改める。

第 7 条中「前 3 条」を「第 4 条から前条まで」に改める。

第 11 条中「に規定する地域、場所又は物件になった際、当該地域、場所又は物件に」を「の規定により広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置することについて制限が加えられこととなった地域、場所若しくは物件又は第 5 条の 2 の規定により表示し、若しくは設置することについて制限が加えられることとなった広告物若しくは掲出物件にこれらの制限が加えられこととなった際、」に、「これらの条に規定する地域、場所又は物件に」を「これらの制限が加えられることと」に改める。

第 18 条第 2 項中「市内又はその周辺に住所」を「第 41 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に掲げる者その他規則で定める資格」に改める。

第 48 条第 1 項第 1 号中「第 16 号まで」の次に「、第 5 条の 2」を加える。

第 49 条中「並びに第 6 条第 1 項第 10 号並びに」を「、第 5 条の 2、第 6 条第 1 項第 10 号」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松山市屋外広告物条例の規定による許可又は確認を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者については、平成30年9月30日までの間は、この条例による改正後の第18条第2項の規定は適用せず、なお従前の例による。

### (提案理由)

景観計画の変更に伴い禁止展望広告物等に関し所要の規定を整備するとともに、屋外広告物等の管理者の資格の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 68 号

平成 27 年 6 月 12 日提出

松山市長 野志克仁

松山市特定ホテル建築規制条例の制定について  
松山市特定ホテル建築規制条例を次のように定める。

記

松山市特定ホテル建築規制条例

(目的)

第1条 この条例は、特定ホテルの建築に關し必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を保持するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ホテル等」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する施設をいう。

2 この条例において「特定ホテル」とは、ホテル等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とするものであつて、その構造及び設備が別表のいずれかに該当する施設をいう。

3 この条例において「建築」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
- (2) 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕
- (3) 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替
- (4) 建築基準法第87条第1項に規定する建築物の用途の変更
- (5) 各客室の床面積又は客室総数の変更を伴う修繕又は模様替

(特定ホテル建築規制地域)

第3条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する本市の用途地域のうち、商業地域以外の地域（以下「特定ホテル建築規制地域」という。）においては、特定ホテルの建築をしてはならない。

2 ホテル等の敷地が特定ホテル建築規制地域の内外にわたる場合は、その敷地の全てを特定ホテル建築規制地域とみなして、前項の規定を適用する。

(建築の申請等)

第4条 特定ホテル建築規制地域にホテル等の建築をしようとする者は、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請等（以下「建築確認申請等」という。）を行う前（第2条第3項第5号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては、当該修繕又は模様替に係る工事の着工の前）に、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得ようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、松山市ホテル等建築審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請に係るホテル等が特定ホテルであると認めるときは、第1項の同意をしてはならない。

(表示板の掲出)

第5条 前条第2項の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、当該申請に係るホテル等の敷地内における公衆の見やすい場所に、表示板を掲出しなければならない。この場合において、当該表示板は、当該ホテル等の建築が完了するまでの間、掲出しておかなければならぬ。

2 申請者は、前項の表示板を掲出したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第6条 申請者は、前条第1項の表示板を掲出した日から起算して14日を経過した日以後に、その申請に係るホテル等の周辺の住民に対し、当該ホテル等の建築計画の内容について周知を図るための説明会を開催しなければならない。

2 申請者は、第4条第2項の規定による申請の際に前項の説明会の結果を書面により市長に報告しなければならない。

(完了届)

第7条 第4条第1項の規定による市長の同意を得た申請者は、当該同意に係るホテル等の建築が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、ホテル等の建築をしようとする者、工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は所有者（以下「建築主等」という。）に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該ホテル等の建築に関し必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお必要な措置がとられていないと認めるときは、当該指導を受けた建築主等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとることを勧告することができる。

（中止命令等）

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた建築主等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該建築主等に対し、規則で定めるところにより、ホテル等の建築若しくは使用の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、その勧告に係る措置をとることを命じることができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、規則で定めるところにより、当該ホテル等の建築若しくは使用の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、当該ホテル等の建築に関する違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

（1）第3条第1項又は第4条第1項の規定に違反してホテル等の建築をし、又は建築をしようとする者

（2）虚偽の申請によりホテル等の建築をし、又は建築をしようとする者

（立入調査）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にホテル等又はホテル等の敷地若しくは建築現場に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第11条 市長は、建築主等に対し、ホテル等の構造及び設備に関し必要な事項について、報告を求めることができる。

（審議会の設置）

第12条 第4条第1項の同意その他この条例の施行について必要な事項を調査審議する

ため、松山市ホテル等建築審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は、松山市建築審査会条例（昭和46年条例第17号）第1条に規定する松山市建築審査会の委員をもって充てる。
- 3 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、松山市建築審査会の例による。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第4条第1項の規定に違反したホテル等の建築に係る第9条の規定による市長の命令に違反した者
  - (2) 虚偽の申請によるホテル等の建築に係る第9条の規定による市長の命令に違反した者
- 2 第10条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に建築確認申請等（第2条第3項第5号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては、当該修繕又は模様替に係る工事の着工）がなされるホテル等の建築について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に特定ホテル建築規制地域に存するホテル等で、特定ホテルに

該当すると認められるものについては、この条例の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に当該ホテル等の建築をしようとする場合は、この限りでない。

別表（第2条関係）

1	利用客と従業員とが開放的に対面できるフロント、玄関帳場等（以下「フロント等」という。）の設備を有しない施設	
2	利用客が共用玄関からフロント等、廊下、階段、昇降機その他の共用の施設を通って客室に入る構造を有しない施設	
3	利用客が自由に利用できる食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの使用上有効な床面積が、次の表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める数値に達しない施設	
収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	30平方メートル	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル
51人以上	50平方メートル	50平方メートル
4	食堂及びロビーの付近に利用客用の男女別の便所を設けていない施設	
5	1人用の客室（風呂場や玄関を含めた床面積が20平方メートル以下のものをいう。）の数が客室総数の3分の1未満である施設	
6	ホテル等の形態、意匠、照明、屋外広告物等が周辺の生活環境と調和しない施設	

（提案理由）

特定ホテルの建築規制に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。



議案第69号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(余土中学校校舎棟移転新築主体工事)

平成27年第1回定例会において議決を得た議案第50号余土中学校校舎棟移転新築主体工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	18億8,784万円
変更後	19億683万720円

(提案理由)

公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価の見直しに伴い新単価の適用が必要になったことや、当初想定していなかった建設発生土処分費が必要になったことから、請負代金の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



議案第70号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(余土中学校屋内運動場移転新築主体工事)

平成27年第1回定例会において議決を得た議案第51号余土中学校屋内運動場移転新築主体工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	5億1,408万円
変更後	5億1,860万5,200円

(提案理由)

公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価の見直しに伴い新単価の適用が必要になったことや、当初想定していなかった建設発生土処分費が必要になったことから、請負代金の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



議案第71号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(余土中学校武道場・プール棟移転新築主体工事)

平成27年第1回定例会において議決を得た議案第52号余土中学校武道場・プール棟  
移転新築主体工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	4億7,952万円
変更後	4億8,597万9,480円

(提案理由)

公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価の見直しに伴い新単価の適用が必要になったことや、当初想定していなかった建設発生土処分費が必要になったことから、請負代金の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



## 議案第72号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

## 市道路線の認定及び廃止について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 久枝 264号線	船ヶ谷町	船ヶ谷町	
2	市道 潮見 134号線	平田町	平田町	
3	市道 石井 494号線	今在家二丁目	今在家二丁目	
4	市道 桑原 256号線	畠寺四丁目	畠寺四丁目	
5	市道 石井 495号線	和泉南四丁目	和泉南四丁目	

## 2. 次の市道路線の一部を廃止する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
6	市道 道後 41号線	道後湯之町	道後湯之町	
7	市道 道後 43号線	道後湯之町	道後湯之町	

## 3. 次の市道路線を廃止する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
8	市道 道後 42号線	道後湯月町	道後湯月町	

## (提案理由)

図面番号第1～3号は道路改良工事に伴い、第4～5号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、第6～7号は一般県道六軒家石手

線に移管したことに伴い、市道の路線の一部を廃止するため、第8号は一般県道六軒家石手線に移管したことに伴い、市道の路線を廃止するため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

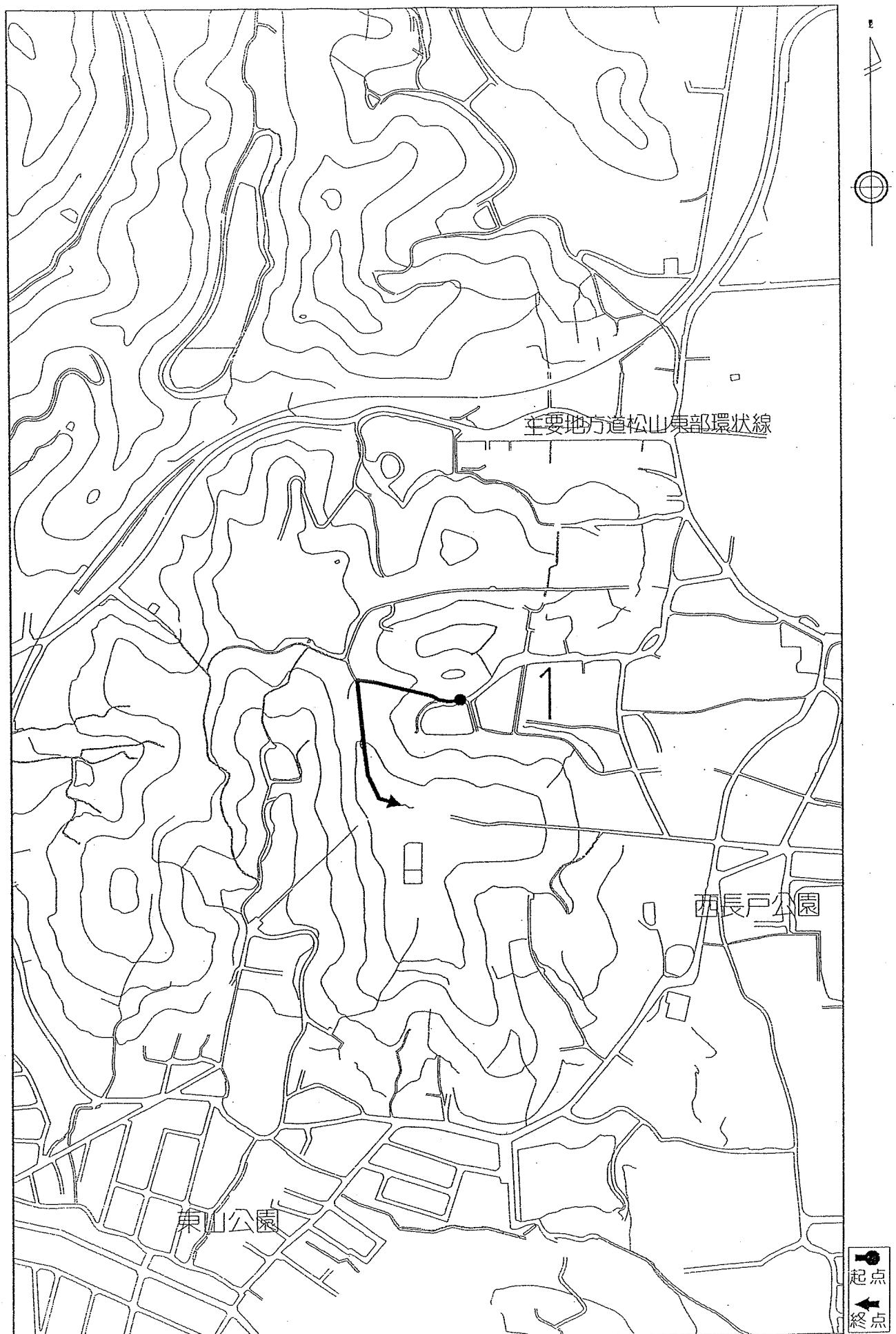
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

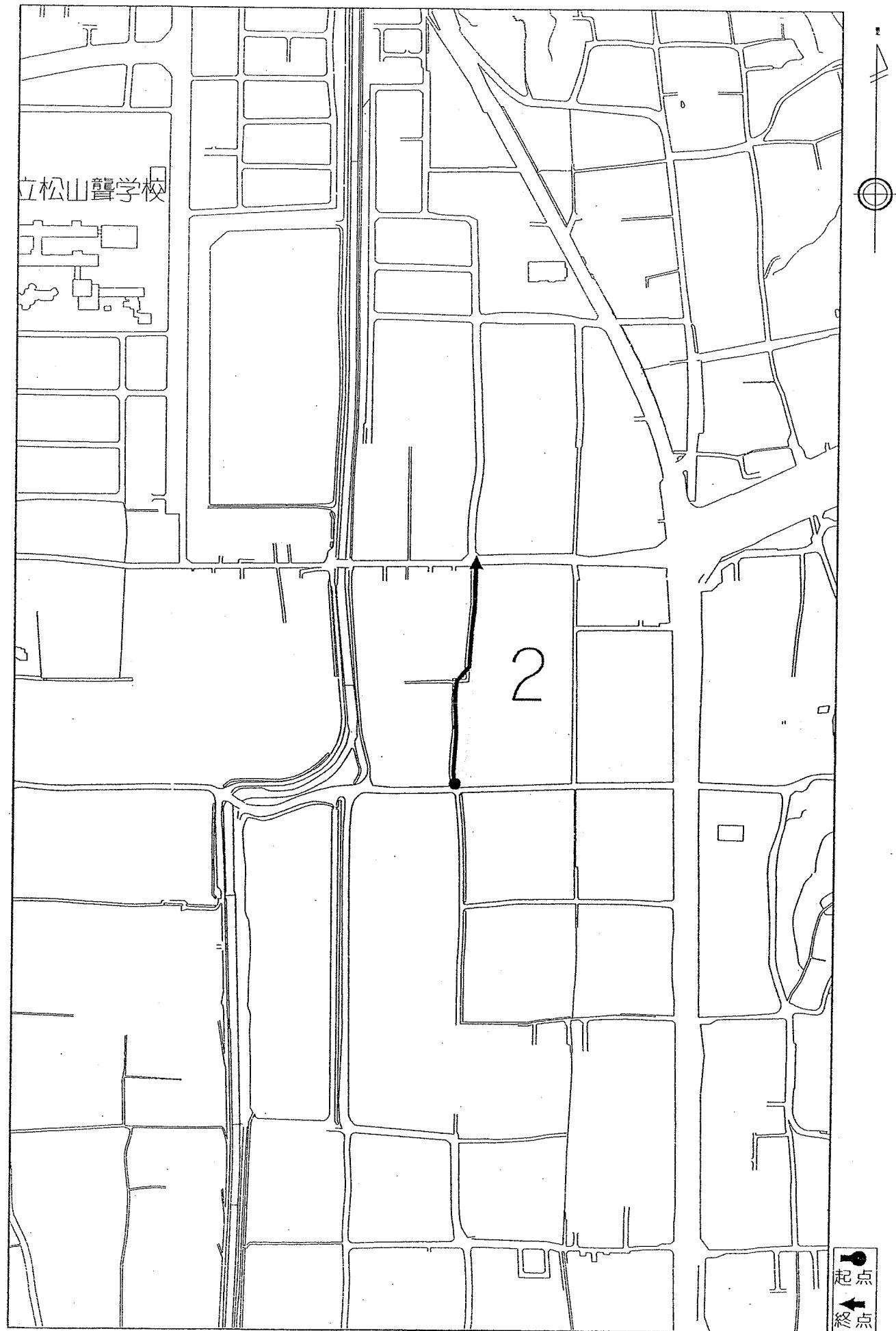
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

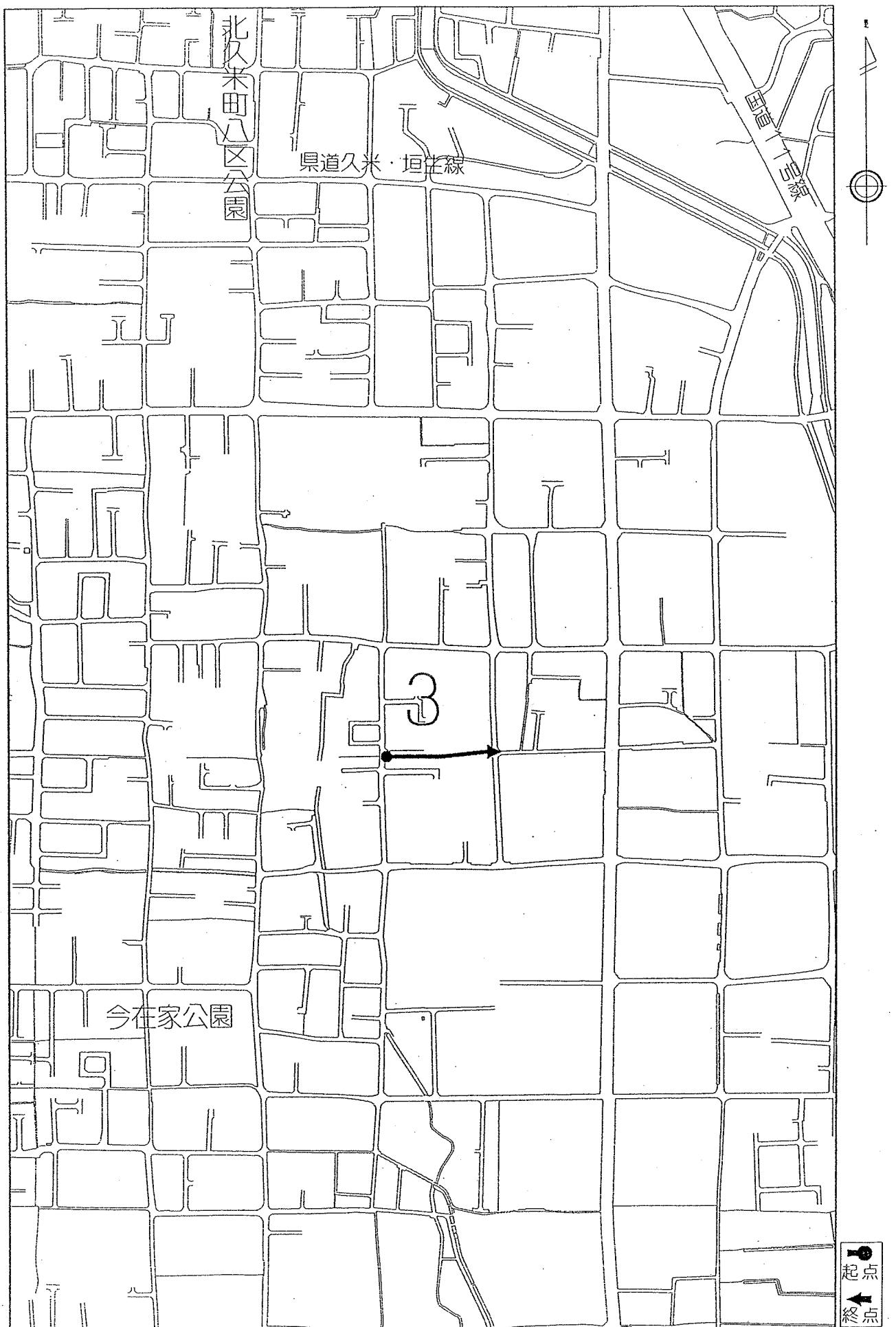
(路線の廃止又は変更)

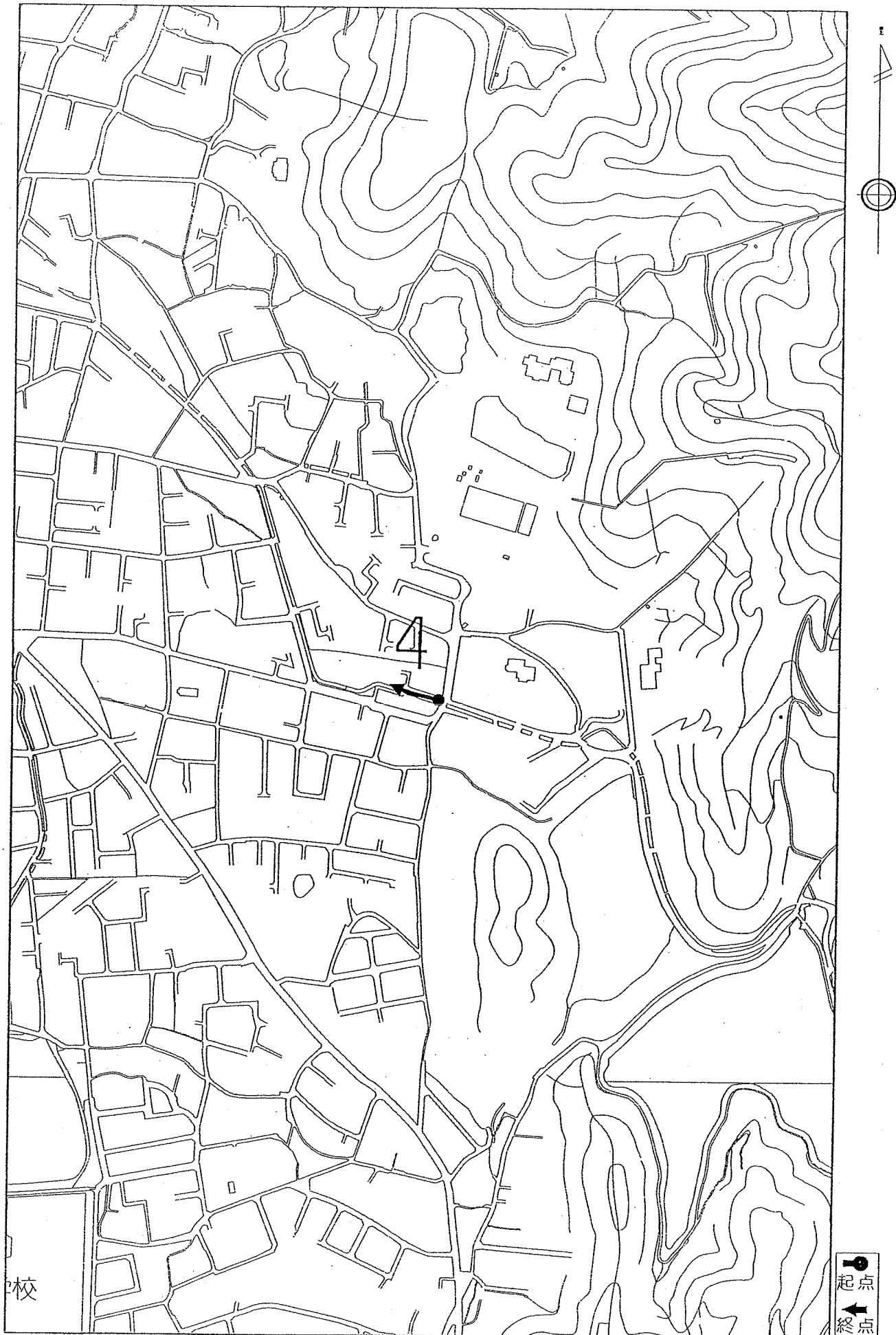
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

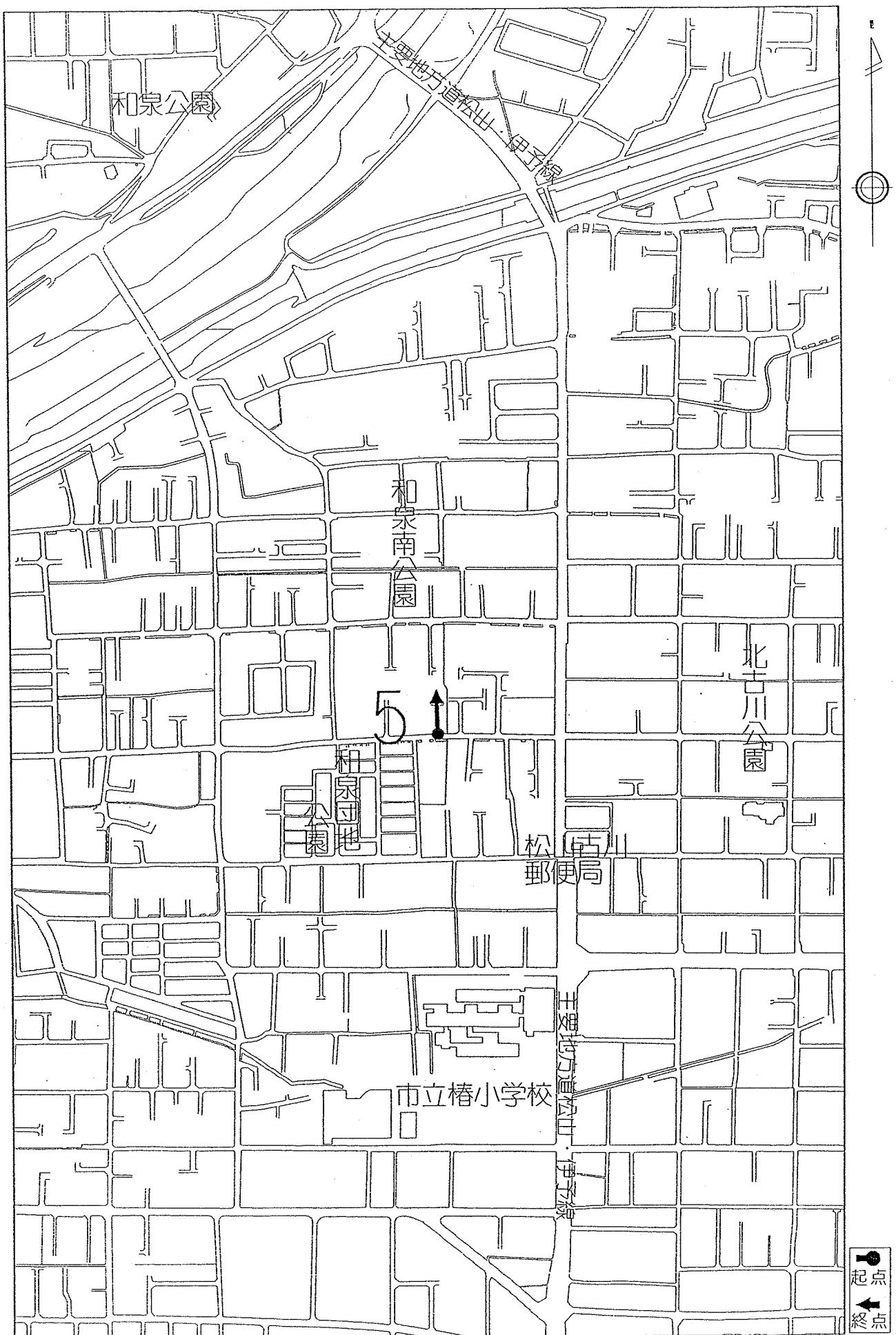


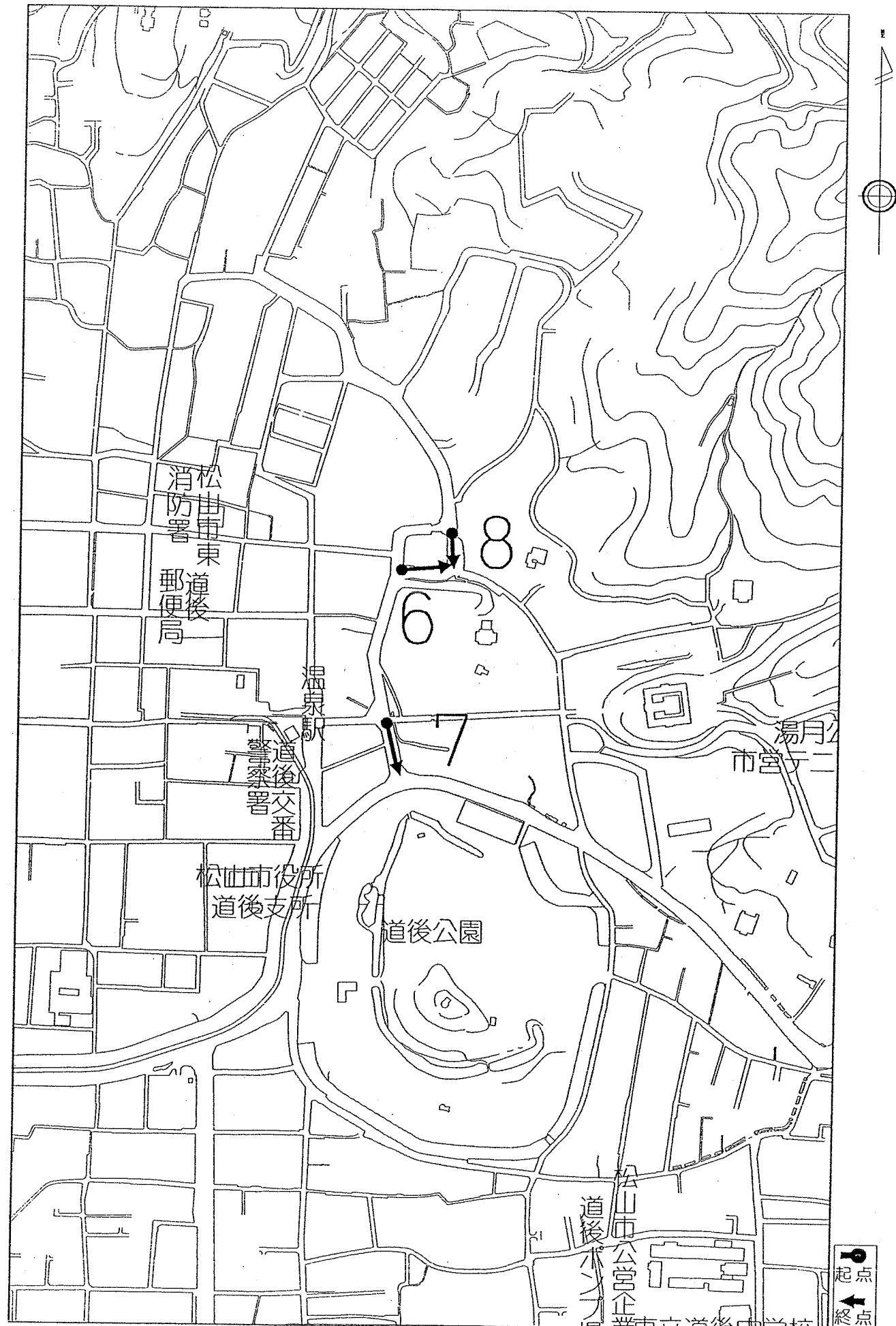






校





図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市道 久枝 264号線	松山市船ヶ谷町 乙34番1地先	松山市船ヶ谷町 乙25番2地先	4.3 ~16.3	240.0
2	市道 潮見 134号線	松山市平田町 132番1地先	松山市平田町 147番1地先	5.3 ~15.1	220.0
3	市道 石井 494号線	松山市今在家二丁目 62番1地先	松山市今在家二丁目 53番1地先	5.0 ~7.1	105.0
4	市道 桑原 256号線	松山市畠寺四丁目 21番1地先	松山市畠寺四丁目 22番3地先	4.3	42.5
5	市道 石井 495号線	松山市和泉南四丁目 322番1地先	松山市和泉南四丁目 322番5地先	4.3	34.7

図面番号	路線名	区間		敷地の幅員 m	延長 m
6	市道 道後 41号線	現行	松山市道後湯之町 1560番1地先 松山市道後姫塚 118番2地先		3.5 ~27.0
		廃止	松山市道後湯之町 1560番1地先 松山市道後湯之町 1560番1地先		4.2 ~27.0
7	市道 道後 43号線	現行	松山市道後湯之町 906番地先 松山市道後湯之町 876番地先		4.2 ~17.3
		廃止	松山市道後湯之町 917番地先 松山市道後湯之町 876番4地先		7.4 ~17.3

図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
8	市道 道後 42号線	松山市道後湯月町 1658番2地先	松山市道後湯月町 1654番地先	12.7 ~20.0	32.9

